

## 戸籍事務及び住民基本台帳事務における本人確認等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍に関する事務及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に関する事務における、届出及び証明書等の交付の請求（以下「請求等」という。）に係る本人確認について、その取扱いを定めることにより、虚偽の届出及び不当な目的による請求を防止し、もって当該事務の適正な執行を確保するとともに市民等の個人情報を保護することを目的とする。

### (対象となる請求等の範囲)

第2条 この要綱の対象となる請求等は、別表第1に掲げる請求等（国又は地方公共団体の機関及び弁護士等によるものを除く。）とする。

### (来庁者の本人確認)

第3条 別表第1に掲げる請求等があったときは、次の各号に掲げる方法（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る）により、窓口において請求等を行う者（以下「来庁者」という。）が本人であることを確認するものとする。

(1) 来庁者に別表第2の第1項に掲げる書類の提示を求める方法

(2) 来庁者が前号に掲げる書類を提示できないときは、別表第2の第2項に掲げる書類のいずれか及び第3項に掲げる書類のいずれか（第3項に掲げる書類を提示できないときは、第2項に掲げる書類のいずれか2以上の書類）の提示を求める方法

(3) 前2号の方法によることができないとき又は前2号による方法においても本人確認が困難であるときは、別表第2の第4項に掲げる方法

### (郵便等による請求者の本人確認)

第4条 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により別表第1の第2項、第4項及び第5項に掲げる請求等があったときは、次の各号に掲げる方法により、郵便等により請求等の手続きを行う者（以下「郵便等による請求者」という。）が本人であることを確認するものとする。

(1) 郵便等による請求者に別表第2の第1項又は第2項に掲げる書類（旅券その他の現住所が証明の対象とされていない書類を除く。）のいずれか1以上の写しを送付させ、その写しに記載された現住所を送付先に指定する方法

(2) 区長の管理に係る郵便等による請求者の戸籍の附票、住民票に記載された現住所を送付先に指定する方法

2 前項の規定にかかわらず、郵便等による請求者が法人の代表者若しくは支配人又は従業員であるときは、次に掲げる方法とする。

(1) 代表者又は支配人であるときは、別表第2の第1項又は第2項に掲げる書類のいずれか1以上の写しを送付させ、法人の代表者又は支配人の資格を証する書類に記載された本店又は支店（支配人であるときは支店に限る。）の所在地を送付先に指定する方法

(2) 法人の従業員であるときは、別表第2の第1項又は第2項に掲げる書類（別表第1の第4項及び第5項の請求については法人が発行した身分証明書（以下「社員証」という。）で写真を貼り付けたものを含む。）のいずれか1以上の写しを送付させ、その所属する法人の営業所、事務所等の所在地を確認できる社員証の写し等の送付を求め、当該所在地を送付先に指定する方法

(代理人等の権限を明らかにする方法)

第5条 別表第1の第1項に掲げる届出を除き来庁者又は郵便等による請求者が代理人又は使者であるときは、次の各号に掲げる方法により、その権限を有することを確認するものとする。この場合において、権限を明らかにする書類の原本還付について申出があれば、原本を還付できるものとする。

- (1) 法定代理人であるときは、戸籍全部事項証明書その他その資格を証明する書類を提示させ、又は提出を求める方法
- (2) 任意代理人又は使者であるときは、請求者が自署し、又は記名押印した委任状の提出を求める方法
- (3) 法人の代表者又は支配人であるときは、それぞれ代表者又は支配人の資格を証する書類の提出を求める方法
- (4) 法人の従業員であるときは、社員証の提示（郵便等による請求にあつては社員証の写しの送付）又は代表者が作成した委任状の提出及び代表者の資格を証する書類の提出を求める方法。ただし、別表第1の第4項及び第5項の請求については、代表者の資格を証する書類の提出を要しない。（本人確認手続における個人番号等が記載された確認書類の取扱い）

第6条 請求等に係る本人確認において個人番号、住民票コード及び基礎年金番号（以下、「個人番号等」という。）が記載された確認書類が提出された場合には、以下のとおり、取り扱うものとする。

- (1) 個人番号等が記載された確認書類の写しを作成する場合には、個人番号等の部分についてこれを復元できない程度にマスキングを施す。
- (2) 別表第2の第1項に掲げる書類のうち個人番号カードの写しを作成する場合には、個人番号が記載されている裏面を謄写してはならない。
- (3) 請求等において、請求者が確認書類として個人番号等が記載された書類の写しを添付した場合には、個人番号等の部分についてこれを復元できない程度にマスキングを施す。なお、郵便等による請求者があらかじめ個人番号等の部分についてマスキングを施したものを送付した場合には、当該写し（マスキングを施されている部分を除く）が権限ある者により作成された真正な書類の写しであることが確認できる場合に限り、これを確認書類として取り扱って差し支えない。（確認結果の記録）

第7条 第3条から第5条により実施した本人確認の結果については、次に掲げるとおり請求等に係る届出書又は交付申請書の適宜の箇所に記録し、提出された確認書類は、届出書又は交付申請書とともに保管するものとする。

- (1) 本人確認ができた場合は、本人確認ができた旨、本人確認の方法、提示させた証明書類等
- (2) 別表第1の第1項及び第3項に掲げる届出において本人確認ができなかった場合は、本人確認ができなかった旨
- (3) 前号の届出において通知書を送付した場合は、通知した旨  
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

1	認知、縁組、離縁、婚姻及び離婚の届出
2	戸籍全部・個人事項証明書（除かれた戸籍の全部・個人事項証明書及び除かれた戸籍の謄抄本を含む。）その他戸籍に関する事項の証明書の交付請求
3	転入、転居（区間異動を含む。）、転出及び世帯変更の届出
4	戸籍の附票の写し（除かれた戸籍の附票の写しを含む。）の交付請求
5	住民票の写し（除かれた住民票の写しを含む。）及び住民票の記載事項に関する証明書の交付請求

#### 別表第2（第3条関係）

1	運転免許証 運転経歴証明書 旅券 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特種電気工事資格者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書 身体障害者手帳
---	--

	療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可書 住民基本台帳カード（写真付き） 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（公務員の身分証明書写真付き） 精神障害者保健福祉手帳（写真付き） 個人番号カード
2	国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 共済年金又は恩給の証書 住民基本台帳カード（写真なし） 交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 後期高齢者医療被保険者証 雇用保険受給者証 精神障害者保健福祉手帳（写真なし） 第1項に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書、引替書類等 その他これらに準じる確認書類
3	学生証（写真付き） 法人（国又は地方公共団体を除く。）が発行した身分証明書（写真付き） シルバーカード（写真付き） その他これらに準じる確認書類 【戸籍の附票・住民票の写し等のみ】 預金通帳 キャッシュカード クレジットカード 市民カード 国税又は地方税の納税通知書又は領収書（自動車税及び軽自動車税を除く。） 公共料金領収書
4	戸籍及び住民票（除かれた戸籍及び住民票を含む。）の記載事項について説明を求めることにより確認する方法